

# 帰国子女特別選抜

## 1. 出願資格

出願資格は、日本国籍を有する者及び日本国の永住許可を得ている者で、保護者の海外勤務に伴って外国において教育を受けた者（海外在住期間が中学校に相当する課程において通算して2年以上の者で、平成31年4月以降の帰国者）で、下記の各要件のいずれかに該当し、商船学科については、「6. 身体基準」も満たす者とします。

- (1) 中学校を卒業した者又は令和3年3月に中学校卒業見込みの者
- (2) 義務教育学校を卒業した者又は令和3年3月に義務教育学校を卒業見込みの者
- (3) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和3年3月に中等教育学校の前期課程を修了見込みの者
- (4) 外国において学校教育における9年の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者又は令和3年3月に修了見込みの者
- (5) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和3年3月に在外教育施設の当該課程を修了見込みの者

## 2. 出願手続

### (1) 願書受付期間

令和3年1月26日（火）～2月1日（月）

取扱時間 平日 9時～16時

郵送の場合は2月1日（月）（必着のこと）

### (2) 願書受付場所

〒517-8501 三重県鳥羽市池上町1番1号

鳥羽商船高等専門学校 学生課入試・支援係

電話（0599）25-8404

なお、郵送の場合は必ず**書留郵便**とし、封筒表面に「**入学願書在中**」と朱書してください。

## 3. 出願書類等

志願者は、本校所定の「振込依頼票」に必要事項を記入し、**検定料16,500円**を添えて最寄りの銀行から本校指定の送り先（振込依頼票に記載）へ電信扱いで振り込んでください（現金自動預払機（ATM）による振込は不可）。なお、ゆうちょ銀行から振り込む場合は、振込依頼票が異なります。詳細は巻末をご覧ください。

## 出願書類

書類	作成者	備考
①入学願書	志願者	本校所定の用紙に必要事項を記入してください。
②写真票	志願者	願書提出前3か月以内に撮影した上半身脱帽の写真(4cm×3cm)を貼付してください。
③受検票	志願者	本校所定の用紙に必要事項を記入してください。
④入学検定料通知書 (学校提出用)又は 振込受付書	志願者	取扱銀行収納印が必要です。(取扱期間令和2年12月1日～令和3年2月1日) ゆうちょ銀行で振り込まれた場合は、振込受付書を提出してください。
⑤受検票送付用封筒	志願者	定形封筒(長形3号:120mm×235mm)に志願者の郵便番号、住所、氏名を書き、374円分切手(速達)を貼ってください。ただし、直接本校に持参する場合は不要です。
⑥海外在住状況説明書	志願者	本校所定の用紙に必要事項を記入してください。
⑦入学志願者調査書	中学校長等	本校所定の用紙又は本校ホームページよりダウンロードした用紙に中学校長等が必要事項を記入してください。ただし、出願資格(4)に該当する者(海外の現地校及び国際学校を卒業した者及び卒業見込みの者)は、当該学校が発行した成績証明書及び卒業(修了)証明書または同見込証明書を提出してください。
⑧健康診断証明書 (商船学科志願者(第2志望を含む)のみ)	中学校長等	本校所定の用紙又は本校ホームページよりダウンロードした用紙に中学校長等が必要事項を記入してください。 ※視力がCの場合は数字で記入し、裸眼で0.4以下の場合は、必ず矯正視力を記入してください。また、色覚については、学校保健安全法施行規則には必須の検査項目から除外されていますが、商船学科では別に定める身体基準を満たす必要がありますので、医師の診断に基づき必ず記入してください。

◎志願者は、上記提出書類①～⑥の必要事項を記入し、まとめて中学校長等に提出してください。

◎中学校長等は、上記⑦及び⑧を添え、一括して提出してください。

◎令和元年3月以前に中学校等を卒業した者は、①～⑧を志願者が一括して提出してください。

(⑦は厳封、⑧は医療機関で証明すること。)

### 4. 出願上の注意事項

- (1) 志望学科欄には商船学科、情報機械システム工学科のうちから、第2志望まで記入することができます。また、体験学習選抜または推薦選抜を志願した者が不合格となった場合、その際の入学検定料の再納付は必要ありません。
- (2) 第1志望のみの者は、第2志望の欄に斜線をひいてください。
- (3) 出願書類提出後に記載事項の変更を生じたときは、ただちに申し出てください。ただし、志望学科の変更は認めません。

## 5. 選抜の実施方法

中学校長等から提出された調査書と本校が行う作文、面接、学力検査（マークシート方式による解答）により総合的に行います。

### (1) 日時及び検査科目等・内容

月 日	時 間	検査科目等	内 容
2月21日(日) 9:20 各検査室へ 入室	9:30 ~ 10:20	理 科	学力検査で出題する 内容は中学校学習指 導要領に準拠しま す。
	10:50 ~ 11:40	英 語	
	12:10 ~ 13:00	数 学	
	13:50 ~ 14:40	作 文	
	15:05 ~	面 接	

#### ○作 文

作文は、当日与えられたテーマにより、600字程度で行います。

#### ○面 接

面接は、個人面接とし、1名につき15分程度で行います。

### (2) 検査地

鳥羽商船高等専門学校（三重県鳥羽市池上町1-1）

### (3) 帰国子女特別選抜追試験について

新型コロナウイルス感染症等に罹患の疑いで、令和3年2月21日(日)の帰国子女特別選抜を受検できない者に対して、令和3年3月7日(日)に追試験を予定しております。詳細につきましては、本校ホームページ(<https://www.toba-cmt.ac.jp/nyuugaku/tyosasho/>)にてご確認ください。

## 6. 身体基準（商船学科のみ）

商船学科は船舶職員を育成することを目的とするため、修業年限のうち合計1年間の大型練習船実習があり、この実習の全課程を修了しなければ卒業が認められません。このため、下記に定める身体基準及び独立行政法人海技教育機構において定める身体基準（5ページ 参考資料参照）を満たす必要があります。

## 記

視力	視力（矯正視力を含む）が両眼ともに C（0.5）以上であること
色覚	色盲又は強度の色弱でないこと※
聴力	5m以上の距離で、話声語を弁別できること
体格	四肢の異常、運動機能障害等、船舶職員としての勤務に支障がないこと

※色覚については、学校、眼科医等において石原式色覚検査表国際版で正常であることを必ず確認してください。もし、この検査で正常でなかった場合は、パネル D-15 を使用した検査に合格することが必要です。

現在、参考資料(5 ページ)に掲げる項目に該当するおそれがある者、あるいは精神の機能障害や薬の副作用の症状等が認められる者は、入学後、独立行政法人海技教育機構による大型練習船実習ができなくなる場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

### 7. 障害を有する入学志願者との事前相談について

本校に入学を希望する者で、障害（学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める障害等の程度）を有する者は、受検上及び修学上、特別な配慮を必要とすることがありますので、あらかじめ本校に申し出てください。

また、申し出に基づき相談が必要となった場合は下記の方法により行います。

#### ○ 相談方法

健康診断書を提出することとし、必要な場合は、本校において志願者又はその立場を代弁し得る出身学校関係者との面談を行います。

なお、この申し出・質問は下記あてに行ってください。

あて先 〒517-8501 三重県鳥羽市池上町 1 番 1 号  
鳥羽商船高等専門学校 学生課入試・支援係  
電話 (0599) 25-8404

### 8. 合格者発表

令和 3 年 3 月 5 日（金） 午前 10 時

本校内に合格者の受検番号を掲示するとともに、上記時刻以降、本校ホームページ (<https://www.toba-cmt.ac.jp/nyuugaku/goukaku/>) に掲載します。

また、出身学校長には「入学者選抜検査結果」を、合格者には「合格通知書」を同日中に発送します。正式な合格の確認は「合格通知書」によります。なお、電話等による判定結果の照会には一切応じません。

### 9. 入学確約書の提出

合格通知書を受けた者は、令和 3 年 3 月 19 日（金）までに本校所定の「入学確約書」を提出してください。（簡易書留郵便による郵送も可。その他詳細については、合格通知書送付の際にお知らせします。）

参考資料

独立行政法人海技教育機構「身体検査合格標準表」

(独立行政法人海技教育機構航海訓練科規程 第3条の規定により、船員法施行規則 第二号表(第五十五条関係)による。)

次の各号のいずれかに該当する者は不合格とする。

1. 船員法第八十一条第三項第一号の伝染病として下記のいずれかにかかっている者  
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する鳥インフルエンザ、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、ウエストナイル熱、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、Q熱、サル痘、ジカウイルス感染症、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、マラリア、野兔病、リフトバレー熱、類鼻疽、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱、アメーバ赤痢、急性ウイルス性肝炎、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、梅毒、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、同法第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症
2. 視覚機能、言語機能又は精神の機能の障害により実習を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
3. 第一号に掲げる疾患を除く下記の疾患にかかっている者で船内において治療の見込みがなく、かつ、実習に適さないと認められる者  
各種結核性疾患、新生物、糖尿病、心臓病、脳出血、脳梗塞、肺炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、肝硬変、慢性肝炎、じん臓炎、急性ひ尿生殖器疾患、てんかん、重症ぜんそくその他の疾患
4. 下記の視力、聴力及び握力の標準に達しない者
  - (1) 視力（万国視力表により検査した視力で矯正視力を含む。）  
航海科は両眼共に0.5号、機関科は両眼で0.4号を明視しうること。
  - (2) 聴力  
両耳で、5メートル以上の距離で話声を聴取できること。
  - (3) 握力  
男子の握力は、左右共に25キログラム以上、女子の握力は、左右共に17キログラム以上であること。
5. 色覚に異常を有する者
6. 運動機能の障害により実習訓練が困難と認められる者
7. 病後の衰弱により一定期間内の実習訓練が困難と認められる者